

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|---------------------------------------|------|-----------------------|---|----|---|--|
| 1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等） | | | | | | |
| 1 | 製薬協 | 外資企業の輸入医薬品卸売販売事業の参入規制 | ・外資企業が医薬品流通業（ベトナム国内での医薬品卸売販売業及び小売業）に関する行為を行ってはならないことが明記されている。 また、医薬品輸入許可を取得した外資から医薬品を購入するベトナムの現地卸売業者に関する事前登録制度を設けていること、当該現地卸売業者において外資企業からの指示等がなくても自社で医薬品流通を行う十分な能力を有することが要求されていることから、外資企業による医薬品流通行為への関与を排除していると解釈される。 | 継続 | ・外資企業への卸売販売事業を認めるよう、法令、規定の改正をして頂きたい。 | ・ Decree54/2017/ND-CP 第91条10項-12項 |
| 2 | 製薬協 | 外資企業の輸入医薬品卸売販売事業の参入規制 | ・ベトナムに医薬品を供給するための条件は、ベトナム保健省が以下のように宣言した企業であることである。 ベトナム保健省が輸出当局から、ベトナムに医薬品、医薬品原料を供給するために登録する医薬品、医薬品原料の製造業者、貿易業者のリストを公表するよう要請する書簡を受領した場合。 輸出国の管轄当局は、現在保健省が公表している医薬品、医薬品原料の供給者の名称、事業所、事業範囲に変更があった場合、保健省に文書で通知する責任がある：通知は、輸出国の管轄当局が情報の変更を承認した日から1ヶ月以内に行う必要がある。 輸出国の管轄当局から、上述のようなレターを発行し、変更状況を通知する責任に対して承認を得ることは難しい。 | 継続 | ・ベトナムに医薬品を輸出するために、保健省が製薬分野での製造業免許または卸売業免許を受け入れるよう要請したい。 ・ベトナムの輸入業者は、保険省に対し許可証明の通知、また、変更がある場合の通知の責任を負う。 | ・ Decree 54/2017 and Decree 155/2018第91条 |
| 3 | 製薬協 | 外資企業の輸入医薬品卸売販売事業の参入規制 | ・外資企業による医薬品流通行為を禁止されているが、「ベトナム国内で製造された医薬品を除く」と規定されている。しかし、実務上は輸入であるか国内製造であるかにかかわらず、医薬品流通行為は一律禁止されている。 | 継続 | ・外資企業への、ベトナム国内で製造された医薬品の卸売販売事業を認めて頂きたい。 ・法令、規定の改正をして頂きたい。 | ・ Decree54/2017/ND-CP 第91条10項 |
| 4 | 日機輸 | 建設工事への外資参入規制 | ・外国の業者がベトナムで建設工事に従事している場合、ライセンスはプロジェクトごとに取得する必要がある。ライセンス取得には数ヶ月かかり、下記の問題が生じる。 ①ライセンスの申請には下請け業者や内訳のリストが必要とされる、 ②極端な場合は建設省が指定した下請け業者の使用が義務付けられ、 ③ライセンスは非政府のプロジェクト用に供給されるものであるため、免税措置が受けられるODAとは多くの点で互換性がないものとなっている。 | 継続 | ・建設省(MOC：Ministry of Construction)には以下を要求する。 ーライセンスはプロジェクトごとではなく、請負業者ベースでライセンスを発行して欲しい。 ーMOCの指定に関係なく、請負業者の下請け業者を自由に選択できるようにして欲しい。 ー特にODAプロジェクトに関してライセンスを免除または簡素化して欲しい。 | ・ Decree 63/2014/ND-CP ・ Decree No. 15/2021/ND-CP ・ Decree No. 35/2023/ND-CP |
| 5 | 日機輸 | 建設工事への外資参入規制 | ・建設省が外国業者の事業を管理する新しい規則を発表。 この規制の対象分野は、コンサルティング事業、技術資料、機械装置及び建設工事の実行の構築、などで、外国事業者は、ベトナムで事業を始める前に請負業者の許可証を取得する必要があることを規定。外国事業者は、ベトナムのパートナーと提携するか、下請け契約を行う必要があるが、多くの場合、下請け業者の品質に問題がある。 | 継続 | ・地元企業のパートナーとの提携または下請け契約の締結にの強制要件を廃止して欲しい。 | ・ Decree No. 15/2021/ND-CP ・ Decree No. 35/2023/ND-CP |
| 6 | 日商 | 海外拠点工場（企業）への委託生産への規制 | ・在ベトナム企業が在欧州のメーカーに欧州販売向け製品の生産を委託（OEM）する際、在ベトナム企業は現地に法人を保有する、もしくは在VN企業が原料あるいは半製品などを在欧州のメーカーに販売する必要がある。 | 継続 | ・自由に海外企業の現地拠点工場へ委託生産できるようにルールを改訂して欲しい。 | |
| 7 | 日機輸 | 現地企業への優遇制度の欠如 | ・当社はベトナム現地雇用創出のため、日本企業等と共に石油ガス掘削用鋼管（油井管）のネジ継手切削会社に約30年間出資継続。現地の人材派遣会社が現地パートナーとして51%を保有。当社・日本企業はネジ切削前の素管を日本から輸出し、ネジ継手切削会社でネジ切り後に現地客先へ販売。規模の経済が働かないため、相対的にコストは高くなるが、常に安価なネジ付き油井管の海外輸入品との競合に晒されており、ネジ継手切削会社の業績が低迷している。 | 継続 | ・現地ネジ切り業者への優遇制度を導入して頂きたい。 | |

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|---------------------|------|----------------------|---|----|------------------|---|
| 8 | 自動部品 | 技術移転契約締結・更新手続きの煩雑・遅延 | ・法改正により、技術移転契約締結/更新の際には、契約書と共に技術所有証明を当局に登録要となった。詳細情報の提出を要求され、登録が長引くケースもあり、登録許可日間の期間に係るロイヤルティの損金算入を否認されるリスクあり。 | 継続 | ・事務手続きの早期化及び簡素化。 | ・改正技術移転法 |
| 2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流 | | | | | | |
| 1 | 時計協 | 高輸入関税 | ・「日越EPA」や「TPP11」により、日本原産の時計関税は撤廃された。しかし、その後の運用を見守る必要がある。 | 継続 | | |
| 2 | 日鉄連 | 関税引き上げ | ・度重なる輸入関税の修正による流通障害。 -2009年4月1日、ビレット5%→8%、建設用条鋼類12%→15%、CR7%→8%、めっき鋼板12%→13%の関税引上げ。 -2009年4月20日、ボロンが添加された条鋼類の関税を0%→10%に引き上げ。 -2010年2月、棒鋼、線材（一部）5%→15%、ブリキ3%→5%に関税の引き上げ。 -2011年8月25日、ボロンが添加されたその他合金の鋼板、棒鋼、線材、形鋼(HS7225,7226,7227,7228類、但し、熱延鋼板類は除外)のMFN関税を0%→10%に引き上げ。 -2012年6月11日、ステンレス棒鋼の一部についてMFN関税を0%→10%に引き上げ。 -2013年1月1日、冷延鋼板及び溶接鋼管の一部についてMFN関税を5%→10%に引き上げ。 -2013年5月19日、線の一部についてMFN関税を0%→3%に引き上げ。 -2014年1月1日、鋼板類・形鋼等についてMFN関税を引き上げ。 -2016年9月1日、半製品・線材等についてMFN関税を引き上げ。 | 継続 | ・関税率の引き下げ。 | |
| 3 | 日鉄連 | セーフガード措置の濫用 | ・2015年12月25日、半製品・棒線に対するセーフガード調査を開始。 ・2016年3月7日、半製品・棒線に関するセーフガード調査に関して、競争庁が3月22日より最大200日間、半製品に23.3%、棒鋼・線材に14.2%の暫定税を賦課する旨、決定。 ・2016年7月18日、半製品・棒線に関するセーフガード調査に関して、商工省がクロの最終決定。 -2016年8月2日～2017年3月2日半製品23.3%・棒線15.4% -2017年3月22日～2018年3月21日半製品21.3%・棒線13.9% -2018年3月22日～2019年3月21日半製品19.3%・棒線12.4% -2019年3月22日～2020年3月21日半製品17.3%・棒線10.9% ・2018年7月26日、半製品・棒鋼・線材セーフガード措置に関して、商工省が反迂回調査を開始。 ・2019年5月13日、商工省が半製品・棒鋼・線材セーフガード措置に関する反迂回調査について最終決定クロを告示。対象品目すべてに対してセーフガード税率と同率の追加関税を課するとのこと。施行は告示の15日後とされている。 ・2019年8月22日、商工省がセーフガード延長調査を行う旨、告示。調査期間は6か月を超えないものとされている。 ・2020年3月20日、商工省が半製品・棒鋼・線材セーフガード措置に対する延長調査で最終決定クロを公示(～2023年3月21日)。 ・2020年3月20日、商工省が半製品・棒鋼・線材セーフガード措置に対する反迂回措置で措置継続を公示(～2023年3月21日)。 ・2022年11月4日、商工省がセーフガード延長調査を行う旨、告示。 ・2023年3月21日、商工省が棒線に対して3年間措置を延長する旨、官報公示(半製品は措置継続せず) -2023年3月22日～2024年3月21日棒線6.3% -2024年3月22日～2025年3月21日棒線6.2% -2025年3月22日～2026年3月21日棒線6.1% | 変更 | ・措置撤廃など。 | ・No.918 QD-BCT ・No.920 QD-BCT ・No.2323 QD-BCT |
| 4 | 日鉄連 | 高率の輸出税 | ・石炭の輸出にあたり、輸出税が賦課されており、マーケット上昇の要因となっている。 継続したマーケット価格上昇の要因となっており、早期の制度撤廃が必要。 | 継続 | ・制度の撤廃。 | |

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|------|------|---------------------------|--|----|---|---|
| 5 | 日鉄連 | 高率の輸出税 | (対応) ・2013年7月、石炭及び関連製品の輸出税を10%から13%に引き上げ。 石炭輸出企業からの要請により、2013年9月1日から13%から10%に引き下げ。 | 継続 | | |
| 6 | 日鉄連 | 高率の輸出税 | (改善) ・2012年11月より、石炭及び関連製品(HSコード：HS2701、HS2704)の輸出税を20%から10%に引き下げ。 | 継続 | | |
| 7 | JFS | 輸出加工企業への輸出税賦課 | ・EPE企業（輸出加工企業）は、ベトナム国内発生スクラップを調達した場合、輸出元に輸出税が課税される。このためEPE企業の生産コストを圧迫している。 | 継続 | ・EPE企業に輸出する鉄スクラップ(HSコード 72.04)の輸出関税率17%の撤廃。 | ・政令No.122/2016/ND-CP |
| 8 | 自動部品 | 原産地証明書発給手続の煩雑、コスト増 | ・原産地証明書(CO)の発給方法が地域・国毎に異なり、追加の発送費や工数を要している。(ASEAN：電子申請、インド・中国・EU：書面申請) | 継続 | ・インド・中国・EUといった地域向COへの電子版の発給。 | ・2018年3月8日付政令31/2018/NX-CP号の原産地証明書(CO)発給手続 |
| 9 | 日商 | 原産地証明書発行申請時の企業機密情報の開示要求 | ・三国間貿易における原産地証明書発行申請時に、仕入れ・販売両面のCommercial Invoiceの提示が求められる。商習慣において秘匿されるべき内容を含んでおり、なぜ求められるかが理解できない。情報漏洩のリスクを孕んでいる。 | 継続 | ・秘匿されるべき情報は秘匿されるべき。日本においては秘匿されている。 | |
| 10 | 日機輪 | 原産地自己証明制度における電子原産地証明書の不受理 | ・原産地自己証明制度に関して、ベトナム税関は紙の原産地証明書のみ受け入れており、ASW(ASEAN Single Window)から入手できる電子原産地証明書(E-Self-certification)は受け入れていない。 紙(Hard Copy)の原産地証明書を輸出国で発行・入手する、それを輸入国へ発送する費用・工数が発生している。また輸出国での物理的な紙の発行、発送から輸入国への到着までにリードタイムを要する。貨物到着時に紙(Hard Copy)の原産地証明書が輸入国に届いていないケースもあり得るため、通関・貨物の引き取りが遅れるリスクがある。 | 継続 | ・現在のASWシステム経由で行っているE-FormDの取り扱いと同様にして頂きたい。 ・紙の原産地証明書はASWシステムの問題発生時のサブ要件とし、ベトナム税関には、ASWシステムで発行する電子原産地証明書を受け入れて頂きたい。 | ・Circular 19/2020/TT-BC issued on 14 Aug 2020 by MOIT Ministry on amendments & supplements for implementation of rules of origin in Asean FTA, Appendix 1/Article 1/Item 12). ・Letter No. 116/GSQL-GQ4 issued on 20 Jan 2021 by General Customs on Self-certification document issue. ・Both above only mention on general document, not mention clearly on E-self certificate document. |
| 11 | 印刷機械 | EPA特惠関税適用の事務負担 | ・お客様からの問合せは定期的にあるが、資料作成のための調査にコストと手間が非常にかかる。また、お客様によっては無償対応が当たり前とのスタンスの方もいらっしゃる。EPA対応ができるからといって販促になるわけではない一方、手間とコスト・時間を考慮した際に輸出側のメリットがほぼない状態となってしまった。 | 継続 | ・資料作成や申請のプロセスの簡易化を希望する。 | |
| 12 | 日鉄連 | 遡及発行された日越EPA原産地証明書の不受理 | ・日ベトナムEPAにおいて、遡及発行された原産地証明書(CO)が、ベトナム税関によって認められず徴税を求められるケースがある。日本では出荷日以降を遡及発行とするのに対し、ベトナムでは出荷後4日以降を遡及発行としていることが原因と思われるが、EPA協定上は双方の方式が認められており、末端の税関職員への制度運用方法の周知不徹底によるものと思われる。2014年6月10日、ベトナム税関より、制度運用方法周知に関する通知がなされた。 | 継続 | ・EPA協定に沿った徴税の実施。 ・税関への制度周知の徹底。 | |
| 13 | 自動部品 | RCEP適用申請の不明確 | ・ベトナムからの輸入品へのRCEP適用の申告において必要書類の準備をしなければならぬが、そのうち制作指示図等となっている項目があり、対象が図面や仕様書となる。これらは「機密」扱いのものとなるので、提示しにく | 変更 | ・解決済 | |

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|------|-------|---------------------------------------|--|----|--|--|
| | | | いものとなる。 | | | |
| 14 | 日機輸 | 特定のCPTPP締約国による原産地証明書の発給要件 | ・原産地証明に関する自己申告制度が採用されているCPTPPにおいて、締約国はこの協定が自国について効力を生ずる時に他の締約国に通報していた場合に限り、自国の領域から輸出される産品に係る原産地証明書について、 (a) 権限のある当局が発給するもの、もしくは (b) 認定された輸出者が作成するもの、を要求できることとされている。ベトナムは (a) 権限のある当局が発給するものであることが適用されており、出荷毎に政府が承認し発行した原産地国証明を要する。事務負担と時間を要し、関税の支払が生じかねない。 | 新規 | ・製造者の自主申告による証明を認めてほしい。 | |
| 15 | 医機連 | FTAオリジナル書類の送付 | ・FTAオリジナル書類の送付が必要。輸送金額、供給リードタイムの調整業務が発生。 | 継続 | ・電子化 (PDF) →日本と同ルール化。 | |
| 16 | 日機輸 | 輸出加工企業のFTA適用手続きに関するルール不足 | ・輸出加工企業 (EPE : Export Processing Enterprise) からベトナム国内非EPEが保税倉庫経由で輸入する際のFTA適用手続き・ルールの不在となっている。 ベトナムの現在の法律では、ベトナム国内で輸出用に製造された貨物を保税倉庫に移し、そこから再度国内に輸入することを認めているが、これまでのところ、これら保税倉庫に移した国内貨物の輸入に対するFTA適用に関するガイドラインがない。 | 継続 | ・ベトナム国内のEPE (輸出加工企業) が保税倉庫に移した貨物を国内の非EPEに輸入する際のFTA適用について、特にATIGAのForm Dにおいて明確なガイドラインを確立して頂きたい。 | ・Guideline No. 4826/TCHQ-GSQL issued on 14 Nov 2022 by General Customs on exported goods stocked at bonded warehouse then will be imported back to domestic country. |
| 17 | 日商 | オン・ザ・スポット (見なし輸出入通関制度) の改定懸念 | ・2023年にオン・ザ・スポット (見なし輸出入通関制度) 制度が改定される情報があり、ソリューションの問い合わせが増加。改定内容が不確定であるが、保税倉庫経由、香港等の近隣国へ一度輸出して再輸入する方法が考えられる。保税倉庫経由が新たな物流スキームと決まった場合、物流会社は倉庫の建設・リースをする場所、人員など準備することが多く、執行までの猶予が無いと、荷主を含め混乱する恐れがある。 | 新規 | ・改定の有る無し、改定内容を出来るだけ早く本通知して欲しい。 | |
| 18 | JEITA | On the spot Export/Import制度の秘密情報開示の懸念 | ・On the spot Export/Import (物品がベトナム国内企業の2社間で直接輸送されるもの、商流としては一度海外の企業を経由する取引) の際に、海外企業の仕入れ値がベトナム国内の売り先に漏れてしまう可能性があり、ビジネスに支障をきたす。(ベトナム国内の売り先が輸入通関する際に、仕入れ先の輸出通関時のCDS : Custom Declaration Sheetが必要になる為) | 継続 | ・On the spot Export/Importに対する手続きの必要書類の明確化と価格漏れの防止策の構築。 | |
| 19 | 電機工 | 免税品扱いの輸入プロセスの煩雑 | ・ベトナムでの火力EPCプロジェクト (免税プロジェクト扱い) を通じて経験した事として貨物輸入の際にマスターリスト (ML) の事前登録以外にも事前下記書類の準備と対応が必要。かなり煩雑で時間が掛かるのが問題。 ①Form3 : MLの中ブレイクダウンの事前承認が必要である事。 ②Form4 : Form3にてML承認金額の内数、いくら取り崩したのか? を年間を通して報告する義務がある。(毎年度末3/31起算で90日以内に報告要) ③Form15 : 輸入者 (コンサイニー) の申請書類。免税扱いで輸入した際に税関からコメントを受けたバルク材等に関しては輸入個数と使用個数の管理 (員数チェック) を実施し、税関の監査を受けてCloseしなければならない事。 ④Form16 : Form15の輸入アイテムをForm3ベースで輸入が終了した際に提出しなければならない書類。 ⑤Form18 : 輸入品のモニタリングシート。毎年度末3/31起算で90日以内に税関に提出しなければならない書類。 ⑥Form20 : Form16と同様にForm15を活用して輸入したものを現地で据付完了後に提出しなければならない書類。 上記プロセスがすべて終わったら輸入免税品のTax auditを現地税関と共に実施し、Closing する必要あり。 | 継続 | ・ベトナム国内の各市・省レベルでやり方が違うという話もあり、すべて個別対応レベルの扱い。何か基本的なマニュアル・手法はないものか? | |
| 20 | 日機輸 | 事前教示制度の短い有効期限、評価結果の非公開 | ・事前教示制度 (Advanced HS Consultancy/Assessment) について、以下の問題がある。 ーベトナム税関の事前教示制度は、評価完了までのリードタイムが非常に長く、利便性が悪い。輸入開始前に完了しない、評価結果を輸入通関に反映で | 継続 | ・事前教示回答書の有効期限は、3年ではなく5年で検討頂きたい。 ・誰でも正しいHSコードの割り当てが出来るよう、税関の公開ウェブサイ | ・Decision No. 2166/QD-TCHQ issued on 4 Aug 2021 by General Customs on Analysis |

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|------|------|-------------------------|--|----|--|---|
| | | | <p>きないリスクがある。</p> <p>－事前教示回答書の有効期間が3年間と短く、輸入継続の場合は再申請が必要。</p> <p>－事前教示回答書が非公開であり、類似案件を各社で個別に申請、評価が必要。また、既に評価された案件についても個別に申請・評価が必要。</p> <p>－ベトナム税関は輸入日から5年間、申告されたHSコードを追跡することができる。輸入者は申告されたHSコードについて全責任を負う。</p> <p>－企業は、輸入から5年間に遡って、遡及課税のリスクを負う。</p> | | トに事前教示結果、及び税関によって既に承認されたHSコードと製品の説明などについて、マスターデータを公表して頂きたい。 | process for classification of export & import goods. ・ Circular No. 38/2015/TT-BTC issued on 25 mar 2015 by Ministry of Finance on Customs procedures, customs supervision and inspection for expoted & impoted goods, refer to Article 18/ item g on "HS code assessment report has validity of 3 years". |
| 21 | 日商 | 通関手続きの煩雑・遅延・コスト負担 | ・通関に時間とコストがかかる。ある時は通り、ある時は同様の書類提出なのに通らないなど、基準があいまい。 | 継続 | ・基準を明確にして欲しい。 ・省によって関税が異なるなどもやめて欲しい。 | ・ベトナム関税 |
| 22 | 製薬協 | 税関手続の不明瞭、法・規則の未周知 | ・医療機器及びそれに付随する製品を輸入し、保健省の基準に即したクラス分類に準じて税関に申告したところ、本来は輸入ライセンスが不要なクラスA分類の製品であったにも関わらず、通関担当者より輸入ライセンスの取得を要請された。何度も不要である旨を説明したが、聞き入れてもらえず、明確な理由もなく拒否された。 | 継続 | ・保健省のガイドライン制定と通達、そして実施と徹底をお願いしたい。 | |
| 23 | 製薬協 | 税関手続の不明瞭、法・規則の未周知 | ・同じ製品を2回輸入し1回目は空輸で空港にて通関、2回目は船便で港にて通関した。空輸の際には輸入税がかからなかったが、港で通関した際に明確な理由もなく輸入税を取られた。 | 継続 | ・通関する場所や通関担当者の一存によって税率を定めるのではなく、全国一律に定めることを徹底して欲しい。 | |
| 24 | 日機輸 | 輸入申告価格評価におけるインボイス価格の不認可 | <p>・売り手と買い手が同じグループ企業ということから、輸入価格が「移転価格」につながる可能性を懸念した現地ベトナム税関により、the import declared price assessment(輸入申告価格評価)でインボイス価格を輸入申告価格とすることを拒否され、長期にわたり最高価格を輸入申告価格として適用されている。</p> <p>現地税関に対して、市場価格相場やモデルのライフサイクルに基づき、売り手・買い手間で価格交渉を行っている旨を説明しているが、価格交渉の証拠としては不十分とのことで、インボイス価格を輸入申告価格とすることを拒否されている。常に最も高い輸入申告価格が適用されている。</p> <p>現地税関に対しDeductive value method(国内販売価格に基づく課税価格の決定)など他のアプローチを試みているが、認められていない。</p> <p>よって、販売価格を上回る輸入申告価格が査定され、輸入価格より約10%高いVATを支払っている。販売価格が輸入価格を下回っているため輸入時に支払ったVATが全額回収できない。</p> | 継続 | <p>・親会社の元で事業をしている子会社に対して、現地税関はオープンマインドな見解と公正な取扱いをして頂きたい。</p> <p>・市場状況と製品のライフサイクルに応じてインボイス価格が5%~10%低下することを許容頂き、インボイス価格を輸入申告価格として頂きたい。</p> | <p>・ Circular 39/2015/TT-BTC issued on 25 Mar 2015 by General Customs on Customs Valuation for Import-Export goods, refer to Chapter II(Customs Value Determination).</p> <p>・ Circular 60/2019/TT-BTC issued by 30 Aug 2019 for Amendment of above circular 39/2015/TT-BTC.</p> |
| 25 | 日機輸 | 車両輸入時のシリアルナンバー打刻チェック | <p>・車両輸入時のシリアルナンバー打刻について、以下の問題がある。</p> <p>－盗難車防止を目的とした輸入規制により、車両本体の輸入時にレボフレームに打たれている刻印が当局によりチェックされる。</p> <p>－刻印が打ち直されたり、打刻周辺の面が削られていたりすると、不正を疑われ、シッパックを余儀なくされる。</p> <p>－車両の生産時には急な生産順の入替等により、刻印を打ち直すことは稀に起こる。弊社社内の基準に則って再打刻を実施しているが、ベトナム当局には不正と見做され、輸入できない。</p> | 新規 | ・メーカーから盗難車ではない旨を記したレターがあれば問題なく輸入できるようにしてほしい。 | ・政府通達 187/2013/ND-CPの第6項第C点、第II章、第I附属書 |
| 26 | 日鉄連 | ベトナム語での商品ラベル表示義務 | <p>・2017年4月、商品表示に関する規定を定めた政令43号/2017/ND-CPが公布された。本政令はベトナムへの輸入時に必須情報をベトナム語でラベリングするよう求めるというもの。現在まで、鉄鋼製品のラベリングに関する情報共有・トラブル報告は受けていないが、鉄鋼製品に対する強制規格(QCVN)でも本政令について言及されているため、将来的に影響を受ける可能性が懸念される。</p> <p>－2021年4月、ベトナム科学技術省がラベリング規定(改定案)を公表。</p> | 継続 | ・中間材となる鉄鋼製品への適用除外。 | <p>・ No.43/2017/ND-CP</p> <p>・ No.111/2021/ND-CP</p> |

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|------|------|-----------------------|---|----|---|--|
| | | | -2021年11月、ベトナム科学技術省がラベリング規定(改定版)を公表、2022年2月より施行。 | | | |
| 27 | 日機輸 | 輸入に関するリスク管理の法律の不明瞭 | ・税関が初期検査結果とリスク管理の法律を元に輸入品を赤、黄、緑チャネルに分類するが、輸入品が黄色か赤に分類された場合、実検査の100%か50%が適用され、通関に掛かる時間が長くなる。cordingly | 継続 | ・税関のリスク管理法の明確化。 | ・Circular 39/2015/TT-BTC ・Circular 39/2018/TT-BTC ・Circular 60/2019/TT-BTC |
| 28 | 自動部品 | 輸入品検査の不合理 | ・輸入スチール材料において、全ロットを政府当局が認めた機関で材料の材料成分分析が行われてから輸入可となっている。そのため、検査費の追加発生と検査終了まで引き取る事が出来ず、弊社の生産・販売活動等に影響を与えている。 | 継続 | ・検査頻度の見直し。(初ロットだけ検査を実施し、以後は製造メーカーの結果を使って輸入手続きを実施する、もしくは当局が確認目的で抜き取り検査とするなど) | ・2015年12月31日付通達58/2015/TTLT-BCT-BKHCN |
| 29 | 日機輸 | 品質登録申請手続きの煩雑・遅延 | ・通関時、出荷ごとに行う手続きにつき下記の課題がある。 ①通関申告前Quality registration 出荷毎に申請が必要であり、申請ではVNTA (Vietnam Telecommunication Authority) に全書類、紙ベースでの提出が必要。出荷毎に同じ書類を何度も紙ベースで提出する必要がある。 ②通関後15日以内 Self-Assessment 輸入した製品がベトナムの品質管理規制に準拠していることを証明するための試験報告書及び型式承認の提出が必要。またプロセスには広範で多くの文書が必要。 また、上記二つの手続きに共通して、リードタイムが安定せず(規制上の公式リードタイムは1日だが、担当官が1名しかいないため実際には3~5営業日で変動し確約されていない)、窓口で直接申請書を提出し直接承認を得る必要があり、ステータスの確認は窓口でしかできないため、申請者は1案件で何度も窓口に出向いてステータスの確認が必要になり、非常に非効率。 | 新規 | ・申請・許可手続きにかかるリードタイムの短縮と安定化のため、下記を要望する。 -出荷毎のハードコピーでの書類提出を不要にして欲しい。 -同じモデル(同一)の書類(アセスメントレター、製品ラベル・スペック、テストレポート、タイプアップル等)を出荷毎(複数回)に提出することを避けるため、モデル毎の品質登録(quality registration)の書類(記録)をオンラインで保存し、出荷毎=申請毎に参照できるようにして欲しい。 | |
| 30 | 日機輸 | 個人向け貨物送付に関する問題 | ・個人向け貨物の送付に関して、以下の問題がある。 -免税枠が申告価格US\$300までであり、ほぼ全量課税となっている。 -個人向け貨物の送付(DHL等民間クーリエ会社利用)において、印刷物(出版物・印刷関連物品)が輸入規制されている。日本側で業務上使用されていた書類やマニュアル、パンフレット、社内刊行物等および業務用文房具等を同梱送付した際、輸入許可を受けられず、日本へ返送を余儀なくされた。 -船便は本人名義でのみ発送可能で入出国カード取得(ベトナム入国)から2か月以内かつ輸入は1便のみ有効。家族帯同時に船便を発送頂く場合は一度ベトナムから出国し、ベトナム入国時に入出国カードを再度取得する必要がある。(日本への一時帰国や隣国への出張等が必要) | 変更 | ・水準の適正化検討をして頂きたい。 ・左記の制限を緩和して頂きたい。 | ・輸入通関レギュレーション INVOICE総額\$300以上は全量課税 |
| 31 | 日鉄連 | 鉄鋼製品の輸入ライセンス(I/L)取得義務 | ・2010年7月5日、冷延鋼板、線材の輸入に、12月末を時限に輸入許可証(IL)の取得を義務付ける。 ・2010年9月9日、同じく亜鉛めっき鋼板、アルミ・亜鉛めっき鋼板、カラー亜鉛めっき鋼板、ブリキにも12月末を時限にIL取得を義務付ける。上記鉄鋼製品の輸入に係るIL取得義務について2010年12月末の時限措置は2011年2月14日~12月31日に延長された。 ・2012年9月20日、新たに棒鋼、ステンレス鋼板、溶接鋼管(輸入HSコード:7214、7215、7219、7220、7306)が対象となった。 ・2014年6月16日、措置を撤廃する旨の官報告示。 ・2015年7月26日、同制度が再導入された。また、新たに半製品・その他合金鋼条鋼(輸入HSコード:7207、7224、7227、7228)が対象となった。 | 継続 | | ・商工省通達22号(22/2010/TT-BTC) ・商工省通達31号(31/2010/TT-BTC) ・商工省通達42号(42/2010/TT-BTC) ・商工省通達23号(23/2012/TT-BCT) ・商工省通達17号(17/2014/TT-BCT) ・商工省通達12号(12/2015/TT-BCT) |
| 32 | 自動部品 | 中古機械・設備の輸入規制 | ・製造から10年を超えた設備を輸入する際の承認手続きが煩雑となっている。輸入の許可を得るには、「残りの設備出力又は設計仕様の85%以上の能力に達しており、エネルギーの消費が設計仕様対比15%を超えないこと」を満たさないといけない。また、科学技術省の承認が必要となる。科学技術省へ申請をするのに手続きが煩雑で、なかなか承認が得られない状況となって | 新規 | ・日本から輸入した中古設備の状態と機能は良く、使えるものなので、製造経過の制限年数を増やして欲しい。 ・費用&時間が掛かり、生産活動へ影響を与えるため、中古設備の輸入手続 | ・2019/4/19付首相規定第18/2019/QX-TTg(84.77) |

※経由団体：各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|------------|-------|---------------------------|--|----|--|-----------------------|
| | | | いる。 また、輸出側の設備鑑定結果を科学技術省へ提出する必要もある。 | | き（科学技術省への申請&設備鑑定）を削減して欲しい。 | |
| 33 | 日機輸 | 中古機械部品の輸入規制 | ・中古機械部品の輸入規制により、他国にて修理、補修したコンポーネント部品をベトナムへ輸出することができず、ベトナムで稼働する車両の修理用部品として供給できない。 特にインドネシアリマンセンタで補修再生されたエンジン等の部品がベトナムに輸入できず、建機ビジネスにおいて一般的なリマンビジネスの大きな障壁となっている。 | 新規 | ・中古機械部品のベトナム輸入を認める特例の追加。 ・アフターサービスにおいて顧客の選択肢を増やす視点から改善を希望。 | ・政府通達 No.571/TTG-KTTH |
| 34 | 日鉄連 | 石炭輸出停止 | ・2019年の石炭の輸出許可発出が5月4日までかかり、1～4月の輸出が事実上停止。 2020年は前年末までに許可が出されたため年初から輸出が行われたが、2021年は再度当該年に入ってから許可発出（2021年1月20日）。ベトナム政府内の許可取得プロセスが不透明で予見可能性に欠けることから、今後も同様のリスクが残存。 足下石炭純輸入国となっており、国内供給優先の姿勢が顕著。2023年は輸出枠の承認が遅れており、2月7日時点で輸出枠未承認。 | 変更 | ・安定的な輸出環境の整備。 | |
| 35 | 日機輸 | 高額な高速道路使用料 | ・ハノイ市とハイフォン港を結ぶ新国道5号線の通行料金が旧国道5号線の2倍であるため、物流頻度と量に対してコストが見合わず、未だに旧5号線を使用せざるを得ない。 | 継続 | ・新国道5号線の使用料を引き下げて頂きたい。 | |
| 36 | 日商 | ベトナムをハブとした近隣国向けの転送ルールが不確定 | ・カンボジア、ラオスなど近隣国で生産された品物をベトナムに運び、ベトナム生産品とコンバインして輸出することが出来ない。また、その逆も不可であるというのが一般的に認知されている規定。一方、案件や担当する管轄税関、税関職員によって出来ることもあり、標準化がされておらず、荷主への回答が不規則。 | 継続 | ・交渉次第で差別化サービスを提供することが出来るというメリットがある一方、調査に時間が掛かり、税関担当者が途中で変わった場合、まったく異なる見解を言われることがあり、出来る事、出来ないことを明文化して欲しい。 | |
| 37 | 日商 | 空港上屋内での検量差異、検量方法の不透明 | ・ベトナムから輸出する場合、工場で検量後、空港上屋で空港税関が再検量する流れにおいて、検量差異が発生して輸出できない事象が発生することがある。改善に向け、荷主は空港税関に対し検量方法の開示を求めているが、開示されていない。 | 継続 | ・空港上屋税関に検量方法を開示してもらいたい。 | |
| 38 | 日商 | 空港上屋内作業の制限による、品質向上の足かせ | ・飛行機に搭載するために行うULD積み付ける作業、その逆の解体する作業は利権が掛かっており、我々は介入できない。荷主の品質要求が高まっているなか、現行空港上屋の広さや忙しさを考えると完全に対応することは難しく、ダメージを誘発させてしまう。 | 継続 | ・フォワーダーでも条件を満たせば、当該作業ができるような規制に緩和することを検討して欲しい。 | |
| 4. 為替管理・金融 | | | | | | |
| 1 | JEITA | 外貨送金規制 | ・お客様から弊社海外指定銀行(シンガポール)への預託金支払について、預託金という項目での海外送金ができない。与信管理の一環として預託運用取引するケースを考えたいが、対応可能な方法がないのが現状。 | 継続 | ・外貨送金可能な取引の対象範囲の拡大。 | |
| 2 | 日機輸 | 外貨借入規制 | ・外貨借入について、以下の問題がある。 -外貨収入のない会社は国内金融機関から外貨借入ができない。 -借入に際しては資金用途を証する書類（実需証明書類）の提出が必要。 | 継続 | ・規制緩和。 | ・SBC FX rule |
| 3 | JPETA | 借入金の使途制限 | ・銀行からの借入用途が限定。現地子会社の場合は仕入調達にしか利用できず、現地で運転資金用途の借入を起こすことができないため、資金を回していくことが行いにくい。また、1年超の借入は事前に返済スケジュール等を当局に知らせる必要があり、実務負担も大きい。 | 継続 | ・用途を流動的にして欲しい。 | |
| 4 | JPETA | 借入金の使途制限 | ・銀行からの借入用途が限定。現地子会社の場合は仕入調達にしか利用できず、現地で運転資金用途の借入を起こすことができないため、資金を回していくことが行いにくい。また、1年超の借入は事前に返済スケジュール等を当局 | 継続 | ・用途を流動的にして欲しい。 | |

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|-------|-------|--------------------------|---|----|--|--|
| | | | に知らせる必要があり、実務負担も大きい。 | | | |
| 5 | 日機輸 | 実需原則による為替取引制限 | ・実需原則に基づき投機的な取引が禁止されていることから、外貨購入については金融機関に実需取引の有無を確認する義務が課せられている。 | 継続 | ・外国為替取引の自由化。 | ・SBV FX rule |
| 6 | 医機連 | 政府による政府病院等に対する診療報酬の支払い遅延 | ・政府による政府病院等に対する診療報酬の支払い遅延が発生している。 | 継続 | ・支払の早期化、期日での支払。 | |
| 5. 税制 | | | | | | |
| 1 | 日機輸 | 税制・規則変更等の情報の開示 | ・ベトナムは、ASEAN (1995年) およびWTO (2007年) 等、多くの国際機関のメンバーシップを取得した。税政策および税制改革が国際的なルールおよび慣行と整合するようになり、同時に徴税および行政プロセスが改善された。 ベトナムへの外国人投資家は、次の税金の影響を受ける可能性がある。付加価値税、個人所得税、外国請負業者源泉税、特別売上税、環境税。輸出入関税 ベトナム、インド、韓国などの新興国で当社ビジネスが成長し続けているため、現地の税制の変更に関する最新情報がより重要になっている。 | 継続 | ・輸出入関税、法人所得税、付加価値税、および外国請負業者の WHT に関する最新情報を継続的に入手できるように要請する。 | |
| 2 | 日機輸 | 外国契約者税の賦課 | ・外国企業からのすべての資本設備購入 (税込み) に対して販売者に外国契約者税 (FCT: Foreign Contractor Tax) を実装すると、顧客に余分な費用が発生する。 FCTは、ベトナムの事業体との契約から、非居住者 (つまりベトナムに法的に存在しないオフショアの事業体または個人) によって生み出されたベトナム源泉の所得に対して源泉徴収税を徴収するメカニズムである。事業体 (個人ではなく) の場合、FCTはVATとCITのコンポーネントで構成される。 FCTは、VATと所得税の2つの税金で構成されている。VATとCITは、事業体である外国請負業者に適用される。VATと個人所得税は、個々の外国人請負業者に適用される。 | 継続 | ・FCT に関する継続的な情報更新を要請する。 (※外国契約者税(FCT: Foreign Contractor Tax)は、投資法に基づく投資形態以外でベトナム企業に対してサービスなどを実施する外国契約者へ課される) | |
| 3 | JEITA | 外国契約者税の賦課 | ・外国企業の負担によるベトナム国内輸送を行う場合、FCT (Foreign Contractor Tax: 外国契約者税) として販売金額の全体に対して1%が課税される。これは外国企業のベトナム国内での活動を制限するものである。 | 継続 | ・FCTの撤廃。 | |
| 4 | 日機輸 | 短期出張者への個人所得税賦課 | ・請求対象外の出張の場合、ベトナムを拠点とし、シンガポールから給与を得ている外国人スタッフは、「ベトナムからの収入」とみなされる (ベトナムに拠点を置く日数に対して支払われるため)。個人所得税 (PIT) の対象となる。 | 継続 | ・個人所得税 (PIT) に関する継続的な情報更新を要請する。 | |
| 5 | 日機輸 | 短期出張者への個人所得税賦課 | ・ベトナムとの租税条約では短期滞在者免税の規定があるものの、適用を受けるためには登録手続きが必要になり、また手続きをしても許可されないことがあるなど、事実上条約の規定が機能していない。 | 継続 | ・短期滞在者免税の適用について、登録を不要とし、条約の規定に基づいて確実に実施して頂きたい。 | ・日ベトナム租税条約 |
| 6 | JEITA | 一部仕入VATの還付の不認可 | ・12ヶ月連続又は四半期連続で控除できない仕入VATがある場合は還付申請ができたが、2016年7月の改正法では当ケースにおける仕入れVATの還付が認められなくなった。これによりVAT免除となっているEPEと取引を行う際、VATの請求ができなくなってしまうため、トレーディングカンパニーの立場ではVATの還付されないVAT10%を負担 (もしくは販売価格に10%をON) しなければならないという問題が発生することになる。 | 継続 | ・この問題の発生により、材料、部品メーカーで現地で商社機能果たすメリットがなくなり、直接顧客をサポートするという形態が取り難くなる。是非とも撤廃していただきたい。 | ・Low106/2016/QH13 ・Decree100/2016/ND-CP ・Circular130/2016/TT-BTC |
| 7 | 日機輸 | VAT還付手続きの煩雑・遅延 | ・ベトナムでは一定の要件を満たした場合のみVAT (Value Added Tax=付加価値税) 還付を行うことが出来るが、還付時に税務調査が行われる。調査官との意見の食い違い等揉めるケースが多く、申請から還付を受けるまで長期間を要する上、実務工数や煩雑な手続きを要する。 | 継続 | ・VAT還付手続きを簡素化 (調査を行わない等) して頂きたい。 | ・VAT還付実務 |
| 8 | 日機輸 | 移転価格文書 | ・一定のベトナム企業は移転価格文書化規定に従ってローカルファイル・マ | 継続 | ・国別報告事項を直接提出するのも情 | ・Decree 20 (No. |

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|------|------|-----------------------------|---|----|---|--|
| | | の検証対象期間及び直接提出要求 | スターファイル・国別報告事項（CbCレポート）をベトナムで提出することが求められている。 | | 報管理の観点上、望ましくないため、MCAA（Multilateral Competent Authority Agreement=権限ある当局による多国間合意）に署名することで回避して頂きたい。 | 20/2017/ND-CP：「関連者間取引に関する税制上の施行規則」 |
| 9 | 日機輸 | 移転価格税制における「独立企業間レンジ下限値の引上げ」 | ・現地法人の利益率の妥当性を証明する為、比較対象企業を選定し、これら企業の営業利益率を上から下に並べて、上位と下位各々の25%を除いた50%でレンジを形成し、このレンジの中に利益率があることで、利益率の妥当性を説明する文書（ローカルファイル）を作成している。 2020年12月20日から施行された政令132/2020/ND-CP号では、この下限値が25%から35%へ10%引上げられている。これによって、現地法人の利益率は、現行よりも高い水準に設定必要があり、移転価格リスクが高まるのと同時に、現地における法人税負担が増加する。 | 継続 | ・下限額の引き上げの再検討（具体的には旧政令の25%を維持）をしていただきたい。 | ・政令20/2/2017/ND-CP ・政令132/2020/ND-CP |
| 10 | 日商 | グローバル・ミニマム課税の導入 | ・2024年1月1日からベトナムでもグローバル・ミニマム課税（国際最低課税：Global minimum TAX）が正式に適用されたとになっている。これまで、ベトナムでは、税制優遇（免除や半減）により新規投資の誘致を進めてきた。新規投資を検討していく中で、ベトナムでの新規投資に伴う優遇策（減税以外）を知りたい。また、現在、優遇税制を受けている企業へはどの様な対応になるのか確認したい。 | 新規 | ・税制優遇から補助金への変更。 | |
| 11 | 日機輸 | グローバル・ミニマム課税の導入 | ・ベトナム国会は2023年11月29日、経済開発協力機構(OECD)で合意した国際的な最低法人税の制度（グローバル・ミニマム課税）を2024年1月1日に導入する方針を盛り込んだ決議案を賛成多数で承認した。連結売上高が7億5,000万ユーロ（約1220億円）以上となる多国籍企業は、15%の法人税率が適用されることになる。ベトナムはこれまで、15%より低い優遇法人税率などを適用し、外資系企業の進出を誘致してきた。対象企業にとっては、進出時に約束した投資優遇措置のメリットが失われることになる。 | 新規 | ・現在15%以下の優遇法人税率が適用されている外資系企業に対しては、最低法人税の導入で失われる投資優遇に代わる代替支援措置を早急に策定し、安定した投資環境を整備して頂きたい。 | ・2023年11月29日国会決議 |
| 12 | 日機輸 | 日越租税条約の適用手続の長期化 | ・日越租税条約上、日本が稼得する役務提供等の事業所得については日本に課税権があるが、ベトナム国内で課税の対象となっている（外国契約者税）。同規定では租税条約が優先する旨が明記されているが、租税条約適用のための手続が数年に亘るケースもあり、実務的に二重課税を甘受することとなっている。 | 継続 | ・国内法の改正または、租税条約適用に係る運用ルールの改善を要望する。 | ・ベトナム財務省通達 Circular 103/2014/TT-BTC ・日越租税条約 |
| 13 | 日機輸 | 間接譲渡課税 | ・ベトナムと他国の租税条約上、間接譲渡について課税されない場合であっても、現地の税務執行上、下記の場合等に該当しない株式譲渡については、ベトナムにおいて課税されない。 －Sellerがベトナム法人株式の25%以上を保有し、かつ、当該株式の5%以上を譲渡する場合 －譲渡した株式の収益は、主としてベトナムに存在する不動産から構成される場合 租税条約の文理解釈上、不動産関連法人に該当しない間接譲渡について課税すべきではないと解釈することが可能と考えられるが、現地当局が公表したガイダンスによると、上記日越租税条約と同様な内容の条約のケースについては課税できると解釈しているため、納税者としてどのように対応すべきか明確ではない。 | 継続 | ・租税条約に適合する税務執行をして頂きたい。 | ・日越租税条約第13条 |
| 14 | 電機工 | 法人税の二重課税リスク | ・ベトナムでプロジェクトオフィスを建てて、火力EPCビジネスを実施した場合ベトナム国には現地側および外国で発生した両方の分について法人税を納める必要がある。一方その分の法人税が日本国側でどのように処置（免税）を受けられるのか明確に定めたものがなく、ガイダンスが必要。 | 継続 | ・具体的に日本国側での免税のケースが他企業や案件で存在した場合、その手法などについて共有頂きたい。 | ・日越租税条約・その他 |
| 15 | 日商 | 優遇税制による未還付 | ・新規投資案件にて、ハイフォン市工業団地に事業を開始し、優遇税制にて還付申請を行ったが、未だに還付されていない。 | 新規 | ・早期に還付していただきたい。 | |

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|-------------------|-------|-----------------------|---|----|--|--|
| 16 | 日商 | 行き過ぎた会計基準・標準 | ・当地の会計基準が具体的な取引ごとの会計処理にまで言及しており、企業の業種や規模、取引状態における簡便な処理の適用の柔軟性を削いでいる。 個人事業者の法人化への意欲を削ぐ内容となっている。 | 継続 | ・財務報告書の要件のみ明示し、各個別取引についての会計処理については企業の裁量に任せる。 | |
| 6. 雇用 | | | | | | |
| 1 | 電機工 | 雇用規制 | ・ベトナムでの火力EPCプロジェクト（免税プロジェクト扱い）を通じて経験した事として自前でリクルーティング活動をする場合、ローカルコンテンツは何%との要求はないがPosition Acceptanceを取得する為には労働傷病兵社会問題局（DOLISA：Department of Labor, Invalids and Social Affairs）や各市・省レベルの経済特区ならびに人民委員会に連絡して事実としてベトナム人のリクルーティング活動をしなければならない。 それを通して要求レベルの雇用者がいないと判断した場合にコントラクターは第3国人の雇用を認められる。但し、リクルートエージェントを雇えばもっと簡素化される。 | 継続 | ・雇用規制の緩和。 | |
| 2 | 日商 | 現地人非採用の証明義務 | ・外国人を雇用する前に、地元のベトナム人ではそのポジションを雇用できないことを証明することが新たに義務付けられたが、会社側としては、外国人を雇用する理由が明確にも拘らず、このプロセスは非効率。長期にわたる採用プロセスが更に伸びてしまっている。 | 新規 | | |
| 3 | JEITA | 従業員の最低昇給率の法定 | ・ベトナムの雇用法上、従業員の給与を昇給させる場合、最低5%の昇給率を確保しなくてはならないと解釈される。 昇給率はベトナム経済状況並びに会社の業績、各従業員のPerformanceによって決められるべきであり、5%の昇給率を法律によってSecureされるべきではない。 | 継続 | ・本法律の撤廃。 | ・ Decree 49/2013/ND-CP, Article 7.3.1 ・ Decree 103/2014/ND-CP |
| 4 | 日商 | 厳格な時間外労働規制 | ・時間外労働規定（200時間以内）を遵守するあまり、過剰雇用となっている。 一物流業界は、非常に変動する作業負荷が伴う。年間200時間に制限すると、顧客の要件を満たす能力が制限される可能性がある。 一十分なスタッフの柔軟性を確保するために、過剰雇用が必要になる場合がある。 一他の東南アジア諸国では、年間制限が高いか、制限がない。例えば、タイでは上限なし、マレーシアでは300時間以上が許可されている。 | 新規 | ・エッセンシャル産業として、200時間以内の制限を撤廃して欲しい。 | |
| 5 | 日機輸 | 厳格な時間外労働規制 | ・年間の残業時間上限は200時間、申請により300時間まで延長可能であるがアジア他国と比べて少なく、競争力維持のために上限引き上げが必要。 | 新規 | ・年間時間外労働時間の延長。 | ・ Law 45/2019/QH14 Labor Code |
| 6 | 日機輸 | 厳格な時間外労働規制 | ・2019年11月20日に国会で可決された改正労働法（2021年1月施行予定）では、月の労働時間が30時間から40時間に延長され、また年間の時間外労働時間（200時間）を300時間まで特別延長させる業種も緩和された。しかしながら年間の時間外上限時間200時間（特別延長でも300時間）は、諸外国に比べても少ない水準になっており、更なる上限時間の緩和が不可欠である。 | 継続 | ・現在の時間外労働の年間上限時間を、200時間から300時間に延長し、更に特別延長については、400時間まで認めて頂きたい。 | ・旧労働法第106条2項 ・新労働法第107条2項 |
| 7. 駐在員・出向者等に関する問題 | | | | | | |
| 1 | 電機工 | 雇用政策による外国人就労ビザ取得の厳格 | ・ベトナム人雇用優先のため、外国人就労ビザ・ワークパミットの発給要件・審査基準が厳しくなっており、事実上、役員以外は出向職員を送ることが難しくなっている。 | 継続 | ・財務責任者等、買収後に送り込みたいポジションや教育・育成を目的とした出向が実現できるよう就労ビザ発給要件を見直して欲しい。 | |
| 2 | 日機輸 | 長期滞在用のe-Visa手続きの煩雑・遅延 | ・オンラインビザ（e-Visa）を申請した際、審査の状況が不明瞭で、1ヶ月弱経っても、何も連絡が来なかった。手続きが進んでいないことを恐れ、直接問い合わせたのち、手続きが迅速に進むという事例があった。 | 新規 | ・e-Visaの審査状況の見える化、整流化を進めて頂きたい。 | |
| 3 | 電機工 | 入国許可証申 | ・ベトナム経済特区で実施した火力EPCプロジェクト（免税プロジェクト扱 | 継続 | ・経済特区等で実施される投資案件等 | ・労働法No.10/2012/ |

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|-------------|-------|---------------------|---|----|--|--|
| | | 請手続きの遅延 | い) において、プロジェクトに関わる日本人等に現地就労許可証 (WP) を発行する前のプロセスとして入国許可証を発行するまでの時間がかかりすぎる。通常申請してから約2ヶ月は必要。 | | に関してはもっと簡素化・短縮してほしい。 | QH13など |
| 4 | 日商 | 外国人出入国時の滞在登録義務 | ・就労ビザ、レジデンスカードを有している外国人でも、ベトナムを出国、入国する度に滞在登録が必要となっている。 従来は、就労ビザ、レジデンスカードの更新時に登録するのみで良かった。 | 変更 | ・外国人労働者の滞在登録について、就労ビザ、レジデンスカードの期間としてもらいたい。 | ・ベトナム国民の出入国に関する法律第5条第1項 ・2023年ベトナムにおける外国人の入国・出国・通過・居住に関する法律(出入国管理法)第33条 |
| 5 | JEITA | 外国人労働者の社会保険加入の義務化 | ・2018年1月から外国人もベトナムのSocial Insuranceへの加入が義務付けられたが、Internal Transferees (企業内転勤者) については加入が免除される。ただし、その条件が親会社 (直接の出資関係がある会社) からの転勤に限定されている。 | 継続 | ・企業内転勤者の適用を、直接の資本関係がない会社 (孫会社やその他関連会社) への適用拡大。 | ・Decree 11/2016 |
| 6 | 日機輸 | 外国人労働者の社会保険加入の義務化 | ・社内転勤者の場合、社会保障参加義務の対象外とされる、多国籍企業の社内転勤者には適用されない。 | 継続 | ・MOLISA (労働・傷病兵・社会省) に"社内転勤者 (intra-transferee) "の定義の明確化を求める。 | ・Decree No. 152/2020/ND-CP ・Decree No.143/2018/ND-CP ・Decree No. 70/2023/ND-CP |
| 7 | 日商 | 海外での払い済み社会保険料の控除不可 | ・2023年12月、ベトナム税務総局より、出向者の給与をベトナム現地法人が負担している場合、海外で払った社会保険料部分は出向者のベトナムでの個人所得税を計算する際に控除することを認めないとの、従来の取扱いを変更する内容のオフィシャルレターが出された。 | 新規 | ・従来認められてきた取扱いを変更する大きな影響のある変更である。海外支給分を含め出向者給与を100%負担しているベトナム法人にとってコストであり、従来の対応の継続を求めたい。 | ・オフィシャルレター No.6002/TCT-DNNCN号 |
| 8 | 日機輸 | 日越社会保障協定の未締結 | ・2018年10月15日に公布された外国人労働者に対する強制社会保険に関する政令 (第143/2018/ND-CP号) では親会社からの出向である「企業内異動」が適用対象外となった。 2019年3月18日に労働・傷病兵・社会省から、社会保険庁に対して発布された通達で、社会保険の適用外として「ベトナムにおける外国人労働者に関する労働法の一部施行細則となる2016年2月3日付政令11/2016/ND-CP第3条第1項に定める企業内移動の外国人労働者」が明確化された。 しかしながら、本通達では、ベトナム現地法人を設立した親会社からの出向のみを「企業内異動」と定義しており、兄弟会社間出向、親会社から孫会社への出向、出資比率の低い親会社からの出向などは認められていない。現在の企業経営では、多様な人材交流を行うのが常であり、現地法人を設立した親会社からの出向に限定することは不相当である。 また、これらの問題を根本的に解決する可能性のある「日越社会保障協定」に関しては、予備協議が始まったものの、その後日越間で検討が進んでいない。 | 継続 | ・現地企業との労働契約書の有無にかかわらず、資本関係 (直接、間接含む) が認められれば「企業内異動」と認定する。 ・日越政府間で行われている「社会保障協定」の協議を進め、根本的な解決を図って頂きたい。 | ・政令第143/2018/ND-CP号 ・政令第11/2016/ND-CP号第3条1項 |
| 8. 知的財産制度運用 | | | | | | |
| 1 | 日機輸 | 特許出願における優先権証明書の提出義務 | ・ベトナム出願から3か月以内に優先権証明書の提出が必要である。 | 継続 | ・優先権証明書の提出を簡略化するために、世界的所有権機関のデジタルアクセスサービス (出願人等は所定の手続きを行うことにより、外国への特許出願等について優先権主張をする際に、DASを通じて日本国特許庁から優先権書類の電子データを取得できるよう、外国特許庁/期間に対して請求することができる) を導入して頂きたい。 | ・100条(2)(c) |

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|------|------|--------------------------|--|----|---------------------------------------|----------------|
| 2 | 日機輸 | 拒絶査定時の分割出願不可 | ・拒絶査定時に分割出願できない。 | 継続 | ・拒絶査定にも分割出願できるようにして頂きたい。 | ・第115条第1項 |
| 3 | 日機輸 | 外国語書面出願制度(英語)の未導入 | ・特許出願の言語はベトナム語のみである。 | 継続 | ・ベトナム語への翻訳期間の猶予のため、英語で出願できるようにして頂きたい。 | ・100条(2)、規則7.2 |
| 4 | 時計協 | 税関での疑義侵害物品の真贋鑑定の困難 | ・税関差止めにおいては、担保金を積んで差止申請を行った後でないと、疑義品の画像が入手できない。疑義品発見通知に記載されている輸出者/輸入者情報に基づいて侵害が否かを判断しなければならない。 | 継続 | ・差止申請前に疑義品画像を提供して欲しい。 | |
| 5 | 日機輸 | コンピュータ・プログラム及び用途発明の不特許事由 | ・コンピュータ・プログラムおよび用途発明は不特許事由である。 | 継続 | ・コンピュータ・プログラムおよび用途発明を保護対象にして頂きたい。 | ・特許法第59条 |

9. 工業規格・基準・安全認証

| | | | | | | |
|---|-----|------------|--|----|---|--|
| 1 | 日鉄連 | 強制規格適合表示義務 | <ul style="list-style-type: none"> ・2011年6月1日、ベトナム科学技術省は、WTOへコンクリート補強用鋼材規格を含む技術規則案を公布、2012年1月から施行することを通報した。上記鋼材の製造者、輸入者には、規格名(内外を問わず)を宣言し、規格適合と表示を義務付けられる。 ・2013年6月3日、ベトナム商工省は、WTOへ国内外の鋼材の品質管理方法に関する科学技術省との共同通達を施行することを通報。 ・2013年12月31日、ベトナム商工省・科学技術省の共同通達44号が発出され、2014年6月1日より、HS7208類~7229類については、ミル監査による製造元の認証か、都度のロット検査による製品の認証が必要となる旨、告示された。 ・2014年6月1日、措置の導入。 ・2014年6月24日、商工省通達5662号が発出され、除外とされる再輸出の定義が緩和され、除外対象が拡大された。 ・2014年7月17日、科学技術省通達1309号が発出され、ロット検査の期間・料金の明示徹底、外国試験組織(国際試験所認証協会(ILAC)、アジア太平洋試験所認証協会(APLAC)の規定に基づいて認められた試験組織)での試験を経た際の検査の軽減等が告示された。 ・2014年8月25日、科学技術省通達1591号が発出され、JICQA、JQAが共同通達44号において規定されている「外国の試験機関(認証機関)」として正式に認められた。 ・2016年3月21日、商工省・科学技術省の共同通達58号が施行され、44号に置き換えられた。対象品目に関して、HSコード8桁ベースで詳細に設定されたほか、検査プロセスが増えるなどの変更が行われた。 ・2017年10月1日、科学技術省通達7号が施行され、手続きの変更が行われた。 ・2017年11月8日、商工省通達18号が施行され、共同通達58号における一部規程が廃止された。 ・2019年9月11日、科学技術省が熱間圧延形鋼に対するQCVN(技術基準)の強制化について官報ドラフト・パブリックコメント告示。措置適用は2020年1月1日から、2020年7月1日より強制化の模様(2021年2月現在、正式な官報は未確認)。 ・2019年11月15日、科学技術省が鉄筋用棒鋼に対するQCVN(技術基準)の強制化について官報公示。2020年1月1日より導入開始、2020年6月1日より強制化。 ・2019年11月15日、科学技術省がステンレス鋼に対するQCVN(技術基準)の強制化について官報公示。2020年1月1日より導入開始、2020年6月1日より強制化。 ・2020年8月10日、科学技術省がステンレス鋼に対するQCVNの強制化を延期。本通達は同年9月23日より発効となり、強制化は2021年12月31日まで延期予定。 ・2021年11月1日、科学技術省がステンレス鋼に対するQCVN(改訂版)を | 継続 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置の撤廃あるいは軽減。 ・適切な除外規定の設置。 | <ul style="list-style-type: none"> ・商工省・科学技術省共同通達44号(44/2013/TTLT-BCT-BKHCN) ・商工省通達5662号(5662/BTC-KHCN) ・科学技術省通達1309号(1309/TDC-HCHQ) ・科学技術省1591号(1591/TDC-HCHQ) ・商工省・科学技術省共同通達58号(58/2015/TTLT-BCT-BKHCN) ・科学技術省通達7号(7/2017/TT-BKHCN) ・商工省通達18号(18/2017/TT-BCT) ・科学技術省通達案xx号(QCVN xx:2019/BKHCN) ・科学技術省通達13号(QCVN07:2019/BKHCN) ・科学技術省通達15号(QCVN20:2019/BKHCN) ・科学技術省通達3号(3/2020/TT-BKHCN) ・科学技術省通達9号(9/2021/TT-BKHCN) |
|---|-----|------------|--|----|---|--|

※経由団体：各社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|---------------------------|------|------------------------------|---|----|---|--|
| | | | 公示。本通達は2022年1月1日より発効。 ・2023年12月8日、ステンレス鋼に対するQCVNを公布する科学技術省通達(No.15/2019/TT-BKHHCN)および科学技術省通達(No.9/2021/TT-BKHHCN)の実施を一時停止することについて、パブリックコメントの募集を開始。 | | | |
| 2 | 製薬協 | GMP適合性評価の煩雑と困難 | ・登録申請や更新など薬事手続きに添加剤メーカーのGMP証明書もしくは製剤の製造業者による添加剤メーカーのGMP遵守を保証する宣誓書の提出が求められる。日本では添加剤はGMP省令ではなく自主基準であり、製造に用いるすべての添加剤についてGMP遵守の保証は困難である。 注：GMP (Good Manufacturing Practice) の略で、製造所における製造管理、品質管理の基準をいう。 | 継続 | ・法令や規制の適宜改訂や廃止。 | ・Circular 08/2022/TT-TBY |
| 3 | 製薬協 | Brandグループへの承認の変更 | ・参照国もしくはSRA国以外(例えばタイ)で製造された外国製品はBrandグループとして承認されない(つまり、後発医薬品と同じ扱いを受ける)という制度になっているが、ICH非加盟国であっても品質の担保された製品を製造することは可能であり、品質を確認することなくICH非加盟国での製造というだけでBrandグループとして承認しない制度は科学的根拠が乏しく、公平性および透明性に欠ける。 注：SRA: Stringent Regulatory Authorities WHOがリストする医薬品当局。2015年10月以前のICH (International Council for Harmonization of Technical Requirements for Pharmaceuticals for Human Use: 医薬品規制調和国際会議) 加盟国やオブザーバー、またはこれらと相互認証協定を結んだ国 | 変更 | ・参照国もしくはSRA国以外の製品であっても、ICH国からの技術移転で製造していれば、Brandグループとしての承認を認めて頂きたい。 | ・Circular 15/2019/TT-BYT ・Circular 08/2022/TT-TBY |
| 4 | 医機連 | 薬事規制の未整備 | ・マレーシア、シンガポールなど他のアセアン諸国に比べて薬事規制の法整備がまだ遅れていると感じており、Type Cの製品の登録が渋滞していて、登録方法も曖昧で企業側に試行錯誤及び在庫リスクの負担をかけていると考える。 また、登録は英語で発行された書類でも、ベトナム語訳文の提出が求められるため、ベトナム語翻訳対応のための時間及び金銭面の負担が強いとされている。 | 継続 | ・製品登録手順の明確化及び英語資料の受け入れを要望する。 | ・旧法:36/2016/ND-CP&169/2018/ND-CP ・新法: 98/2021/ND-CP |
| 5 | 医機連 | 薬事規制の未整備 | ・マレーシア、シンガポールなど他のアセアン諸国に比べて薬事規制の法整備がまだ遅れていると感じており、新法 (98/2021/ND-CP) が施行されておおよそ1年経ったところであるが、Type Cの製品は未だに1件も登録完了されておらず、登録方法も曖昧で企業側に試行錯誤及び在庫リスクの負担をかけていると考える。 | 継続 | ・法律及び登録手順の明確化を要望する。 | ・旧法:36/2016/ND-CP&169/2018/ND-CP ・新法: 98/2021/ND-CP |
| 10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制 | | | | | | |
| 1 | 日商 | JCM取得に向けた手続きの長期化(PIN会議の開催遅延) | ・JCM (2国間クレジット制度) を活用したGHG (温室効果ガス) 削減に向けた設備投資計画の推進している。JCM補助金申請に伴う審査のために、ベトナム政府と日本政府間でのPIN会議 (Project idea Note会議) が必要であるが、なかなか開催されず、審査・承認に時間を要している。このままの状況では、予定年度内の承認・補助金の活用が難しい状況になるとともに、GHG削減も進まない。 | 新規 | ・JCMにかかわる手続きのスムーズな承認可否判定を要請したい。 | |
| 2 | 日機輸 | 拡大生産者責任による過度な企業の負担 | ・2024年1月より施行された施行細則により順次対象商品が拡大していくが、事業者の拠出金額算定式の根拠が不透明。かつ国全体としてリサイクルの仕組みが整っていない中で事業者のみに負担を強いている。 | 新規 | ・負担率算定根拠の明確化、国内リサイクル体制の整備・強化。 | ・72/2020/QH/14 ・No.08/2022/ND-CP |
| 11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等 | | | | | | |
| 1 | 日機輸 | 行政手続の非効率、遅延 | ・法律自体が不明瞭であり、先行事例不足から、行政担当者の恣意的な解釈が多々なされ、許認可取得の混乱が往々に起き、行政手続きに膨大な時間がかかる。 | 継続 | ・日本政府によるベトナム行政機関への働きかけ。 | |
| 2 | 日機輸 | 行政手続の非 | ・汚職撲滅強化の影響を受け、政府閣僚の相次ぐ退任、公務員退職が増加し | 新規 | ・日本政府によるベトナム行政機関へ | |

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|-------------------|------|--------------------|---|----|--|---|
| | | 効率、遅延 | ており、政府許認可の更なる遅延が発生。 各プロジェクトの進捗が鈍化している。 | | の働きかけ。 | |
| 3 | 日商 | 紙ベースでの資料提供要請 | ・ 税務署からの発行済みインボイスの調査のための紙での提出や、社会保険署からの給与明細の紙での提出など、既に電子申告したデータを活用すればわざわざ個別企業に依頼する必要のない資料提出が、しかも紙ベースで要求される。 | 継続 | ・ データ活用に関する省間の垣根を取り払い、省内で独自にデータの収集ができるようにする。 ・ 既に持っているデータを再度企業に要請しない。 ・ 紙での提出を廃し、データでの提出を可能とする。 | |
| 4 | 製菓協 | 審査手続き遅延 | ・ 登録更新・変更申請に関する審査が遅延することにより、タイムリーに変更対応が実施できず、変更案件が累積される。変更内容が更新された品目及び安全性情報の提供が遅れ、適正な品質や適正使用を担保することが難しくなる。 | 変更 | ・ 規制の遵守。 ・ 審査官の増員、レベルアップ、審査手順の改善。 ・ 更新が適切に行われるよう、要件と手順を簡素化する。 ・ 紙/管理作業を削減し、ステータス追跡を容易にするオンライン申請システムの推進。 | ・ Law 105/2016 ・ Circular 08/2022/TT-TBY |
| 5 | 日機輸 | 許認可・法規制の解釈・運用の不統一 | ・ 工業団地における建ぺい率は2019年の法改正により70%まで緩和されたにも関わらず、ハノイ市内の工業団地では建蔽率70%の計画では建築確認申請（マスタープラン申請）が下りず、また苦情の申立先も不明確である。 | 継続 | ・ 監督部署の明確化。 | ・ Circular 01/2021 TT-BXD |
| 6 | 日商 | ベトナム政府内手続きの遅延 | ・ ベトナム政府機関発注工事における出来高請求・設計変更等の承認に関し、発注者機関内に加え複数の発注者上位機関の承認に多大な時間が掛かり、結果的に契約上の履行期日を超過している。 | 継続 | ・ 政府内における出先機関への権限移譲など、円滑に手続きが進むような改善を希望する。 | |
| 7 | 電機工 | 政府機関の諸手続きの法律と異なる運用 | ・ 政府機関での諸手続きについて、法律と異なる運用となっている場合があり、余計な手間・時間を要するケースが散見される（特に地方の政府機関）。例えば、ベトナムの強制保険に加入している外国人労働者は、契約満了に伴い、社会保険料の一括還付を受けることが可能。法律上は、契約満了の10日前までに申請書を社会保険庁へ提出し、申請書の受領から5営業日以内に還付がされる決まりだが、職員からは契約満了後にしか申請書の受領は認められないとの回答。また、職員により指示やコメントが異なることが多い。ベトナムの政府機関には、最新法に基づいた適切な教育や手引書を水平展開し、業務の標準化を推進してほしい。 | 新規 | | |
| 8 | 日機輸 | 法制度・規制の厳格化 | ・ 消防法の改正により、使用材料の仕様等、規定が厳格化されたことで、認定取得までに時間やコストが掛かり、消防検査証明書をスムーズに取得できない状況。プロジェクトが完工できない問題や製造業、工場、倉庫等の稼働ができない問題が生じている。 | 新規 | ・ 日本政府によるベトナム行政機関への働きかけ。 | |
| 9 | 日商 | 非現実的、非合理的な罰則規定 | ・ インボイスは取引当日内に発行しなければ罰金が課される、顧客からの入金ごとにインボイスを発行しないと罰金が課されるなど、事業実態にそぐわない罰則規定となっており、事業運営の妨げとなると共に、個人事業者の法人化への意欲を削ぐ。 | 継続 | ・ 納税要件、納税遅延時の罰則、利息などの規定に限り、納税要件を満たす限り、書く税務処理は企業の裁量に任せる。 | ・ 125/2020/ND-CP |
| 10 | 日機輸 | 機械仕様による車両登録規制 | ・ 運輸省への車両登録（VR/Vietnam Registration）の際、油圧ショベルの場合、バケットを同時に輸入したことが証明できる船積書類がなければ登録ができない。他国でバケットは用途に合わせて柔軟に仕様を変更することができ、顧客要望に合わせて現地調達や第三国から入手が可能だが、本ルールにより、本来は不要となるVR登録用バケットを含めて購入する必要があり、発生コストは顧客負担となっている。 | 新規 | ・ オプションレス仕様（バケットレス仕様や現地調達バケット装着予定車）でも油圧ショベルの車両登録（VR）ができるよう運用規則の変更を希望する。 | ・ 運輸省 Circular 89/2015/TT-BGTVT |
| 13. デジタル・データ関連の問題 | | | | | | |
| 1 | 日機輸 | 個人情報保護法令の運用細 | ・ 個人情報保護法令が2023年7月1日より施行されているが、対応方法の具体的なガイドラインが提示されていないため、行政手続きに膨大な時間がか | 変更 | ・ 日本政府によるベトナム行政機関への働きかけ。 | |

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|------------------|------|---------------------------|---|----|---|--|
| | | 則の未整備 | かっている。 | | | |
| 2 | 日商 | 個人情報保護政令の運用細則の未整備 | ・2023年7月1日に施行された個人情報保護政令（Decree13/2023）において、所定のフォームにより個人情報の取扱いに関する影響評価を行い、ハノイの公安省A05部局に提出することとされている。政令では、文書の提出後、10日で査閲結果がフィードバックされることになっているが、これまで公安省からの提出書面への回答は得られていない（当社は2023年10月に郵送で提出済み、当局側の受領は確認している）。 | 新規 | ・一方で2023年12月より罰則規定は施行されており、この状況をどのように扱うのか政府側の対応を明らかにして欲しい（どのように提出文書の処理を進めるのか、提出済みで回答が得られていない企業をどのように扱うのか等）。 | ・個人情報保護政令 Decree13/2023 |
| 3 | 日商 | 労働者の個人情報保護に関する責任 | ・2023年7月1日以降、企業は労働者（派遣労働者、常駐業者の労働者、顧客など）に個人情報保護規定を公表するなど、いくつかの強化が行われた。企業として、個人情報の厳格な管理・運用は社内規定を充実させ、社員教育により、厳格に管理して行くが、従業員個人が保有する他者の個人情報（会社が管理していない）について、個人から漏洩する可能性を排除しきれない。 | 変更 | ・政令における個人情報保護に関する罰則の範囲を、会社およびその組織が保有する個人情報に限定してもらいたい。 | ・政令113/2023/N-CP号 |
| 4 | 日機輸 | データローカライゼーションおよび個人情報取扱い規制 | ・ベトナムの会社では、法令の要件に該当する場合、ベトナム国内にデータを保管することが求められるが、どのような場合に当該要件に該当するのか、不明確であり、調査等に日本側および現地側で負担がかかっている。また、個人情報の取扱いを包括的に規律する個人情報保護政令が新たに制定・施行されたが、法に定める域外適用の範囲や当局提出が必要な影響評価レポート義務の範囲等について不明確であり、この点についても日本側および現地側で負担がかかっている。 | 変更 | ・ベトナム政府等からの明確なガイダンスを公布してもらえよう、政府間連携を実施して頂きたい。 | ・ベトナム サイバーセキュリティ法 ・ベトナム データローカライゼーションにかかる政令 ・ベトナム 個人情報保護にかかる政令 |
| 15. 新型感染症に起因する問題 | | | | | | |
| 1 | 自動部品 | COVID-19による輸入税の未還付 | ・製品や部品の輸入に際して、輸出国より原産地証明を発行しベトナム税関に申告を行い輸入税の還付を実施しているが、COVID-19影響に起因して税金還付が承認されない事象が起こっている。 －具体的には、事前手配の予約便に対して実際のフライト便が直前変更になる事が多々発生しており、予約段階で作成する原産地証明に記載のフライトNo.と直前変更となった実際便の到着通知（ARRIVAL NOTICE）に記載のフライトNo.が書類上アンマッチとなり還付承認されない原因となっている。 －外的要因である旨の事情説明をするが承認されない状況が続いており、解決できない減益問題となっている。 | 継続 | ・事前対策がとれない外的要因に起因する事象に対しての緩和措置と税金還付承認。 | ・ベトナム制令38/2018/TT-BTC 第18条（輸出入品の原産地確定に関する規則） |
| 99. その他 | | | | | | |
| 1 | 日商 | 土地使用権証明書の発行遅延 | ・ホーチミン市工業団地において土地使用権総年数分の土地賃料を支払ったが、未だに土地使用権証明書が付与されていないので、事業拡大のための建設許可申請ができない。 | 新規 | ・土地使用権証明書の早期付与及び建設許可申請の受理をしていただきたい。 | |
| 2 | 日機輸 | 独占企業の実態管理 | ・政府の支援による独占企業の存在は競争原理が働かない。特に鉄道、空港、港湾など。 | 継続 | ・独立した監督機関および国家所有企業の49%のIPO（政府保有株式）の売出し。 | |
| 3 | 日機輸 | 電力供給量の不足 | ・ベトナム北部では、5月-7月の盛夏において、電力消費量が供給量を上回る状況が慢性的。入居工業団地では、2022-23年は工業団地全体で電力消費ピーク時間の50%程度電力削減が課され、輪番での操業停止や操業時間のシフトなどで対応。 なお、他工業団地では、突如、工業団地全社に対し翌日の稼働停止要請が出るなど、より酷い状況を耳にする。自宅でも停電に見舞われる状況。 | 継続 | ・発電能力、電力供給能力の強化。 | |
| 4 | 日機輸 | 電力供給の不安定 | ・ベトナム北部（ハノイ周辺）において、渇水によって水力発電が停止し、停電が発生した。 | 新規 | ・主要な工業団地のある地域について、早期に需要に見合った発電能力増強をご検討頂きたい。 | |
| 5 | 日機輸 | 電力供給の不 | ・政府の発電施設整備が計画通り進捗しておらず、ベトナム全土の経済成長に | 継続 | ・全国、特に北部地域での電力需給バ | |

※経由団体：各社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 問題番号 | 経由団体 | 問題点 | 問題点の内容 | 状況 | 要望 | 準拠法 |
|------|------|---------------|---|----|--|-----|
| | | 安定 | 伴う電力需要増加に対応できていない。 また、発電の一定量を水力に頼るベトナムでは、降雨量に影響されるリスクもあり、夏季に市中の電力需要が急増した際には産業分野へも消費削減の依頼の可能性がある。 | | ランスを見定め、産業分野への確実な供給量を確保し、電力の逼迫する夏場にその日毎の需給状況による対応をとるのではなく、企業が計画立てて生産できるように数か月分の電力供給見通しを前もって提示して頂きたい。 | |
| 6 | 日商 | PDP8実行計画の承認遅延 | ・2023年5月に承認されたPDP8（第8次電力開発基本計画）の実行計画の承認が遅れている。これにより、現在ベトナムにて弊社が計画しているコージェネレーション（熱電併給）設備導入について、現在も本計画を実行（着工）に移すことができていない。 | 新規 | ・日系企業にかかわらず、この承認を待っている企業が存在すると考える。実行計画の早期策定・承認を要請したい。 | |
| 7 | 日機輸 | 裾野産業の未発展 | ・コスト競争力向上の為、部品・型・治具及び加工処理の現地調達を求めているが、裾野産業の育成・発展が進んでいない。ベトナム進出企業は、現在でも中国や他国から上記部材・パーツを調達しており、ベトナム国内からの調達を行う場合でも、ほぼベトナムに進出している日本を含む他国企業から行っているのが現状である。 ベトナム製造業の競争力を高める為には（進出企業の調達コストの削減を行うためには）、ベトナム地場企業のレベルアップが不可欠である。 | 継続 | ・裾野産業を興隆させるための包括的な仕組みの構築をお願いしたい。具体的には、金融面、人材育成面、財政面などで包括的に裾野産業を支援するための法律（仮題：裾野産業支援法）を立法し、国策として裾野産業の興隆を図っていただきたい。 | |